# 最高裁によるAI発明の特許否定判決と次世代知的財産制度への展望：DABUS事件が突きつける法理と政策的課題

**Gemini 3.1 pro**

## 1. 序論：人工知能と特許法理の歴史的交差点

2026年3月5日、日本の最高裁判所は、人工知能（AI）を単独の「発明者」として指定した特許出願の可否が争われた歴史的な訴訟において、出願人側の上告を受理しない決定を下した[1]。この最高裁決定により、「特許法上の発明者は自然人（人間）に限られる」と判示した第一審（東京地方裁判所）および第二審（知的財産高等裁判所）の判決が最終的に確定することとなった[1]。この司法判断は、生成AIをはじめとする自律型技術がもたらす技術的ブレイクスルーと、19世紀から続く近代特許法制の根本的な枠組みとの間に明確な境界線を引くものであり、日本の知的財産実務において極めて重要なマイルストーンとして位置づけられる。

本件訴訟の背景には、米国のAI研究者であるスティーブン・ターラー（Stephen Thaler）博士が開発した自律型AIシステム「ダバス（DABUS: Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience）」の存在がある[6]。ターラー博士と技術法学者ライアン・アボット（Ryan Abbott）教授らが率いる「Artificial Inventor Project（人工発明者プロジェクト）」は、人間の介在なくDABUSが自律的に出力したとされる2つの発明（ロボットが把持しやすく急速加熱が可能なフラクタル形状の食品容器、および緊急時に人間の注意を惹きつける神経活動を模した発光ビーコン）に対し、AI自身を発明者として特許権を付与すべきかという根源的な問いを提起した[8]。彼らは、AIを発明者として認めることが、社会的価値のあるイノベーションの促進という特許制度の本来の目的に合致すると主張し、日本を含む世界各国の特許庁および司法機関でテストケースとしての訴訟を同時多発的に展開してきた[12]。

日本の最高裁による上告不受理決定は、AIを権利主体や発明主体として直接的に認めることに対する現行特許法の解釈上の限界を最終確認したものである[1]。しかし、これはAIによるイノベーションの価値そのものを否定するものではない。むしろ、本決定によって「現行法の文理解釈」という司法機関の役割がいったんの完結を見たことで、今後は「AI時代の発明をいかに保護し、奨励すべきか」という立法論および政策論へと議論の主戦場が完全に移行したことを意味している[15]。本稿では、最高裁決定に至るまでの司法判断の精緻な法理を解き明かすとともに、国際的な比較法制の動向、そして「知的財産推進計画2025・2026」や特許庁の最新の審査基準改訂に見られる、次世代知的財産制度（IPX）に向けた政策的展望と企業実務への示唆を網羅的に分析する。

## 2. 日本における司法判断の精緻な軌跡と法理的考察

日本の特許庁（JPO）から最高裁判所に至るまでのプロセスにおいて、日本の法制度がいかにして

AIの発明者適格性を論理的に否定してきたか、その法理的展開を追うことは、現行法の構造的限界を理解する上で不可欠である。

## 2.1 特許庁における出願と却下処分

事の発端は、ターラー博士が特許協力条約（PCT）に基づく国際出願（WO2020/079499）を日本へ国内移行させたことに始まる[17]。原告（ターラー博士）は2020年、国内書面における発明者の氏名欄に「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載して提出した[6]。これに対し、特許庁長官は特許法等の法令に基づき、発明者の氏名として自然人（人間）の氏名を記載するよう補正命令を発出した[15]。しかし、原告は「DABUSが単独で発明を完成させたため、自然人を記載することは事実に反する」としてこれに応じなかったため、特許庁は出願の却下処分を下した[6]。原告はこの却下処分の取消しを求めて東京地方裁判所に提訴した。

## 2.2 第一審・東京地方裁判所の判断：権利能力と「発明」の定義

2024年5月16日、東京地方裁判所（民事第40部）は特許庁の却下処分を適法とし、原告の請求を棄却した（令和5年行ウ第5001号）[6]。地裁判決の核心は、特許法における「発明」の定義と、「権利主体性（権利能力）」の欠如という二点に集約される。

第一に、特許法第2条第1項は、発明を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と定義している[20]。これに加え、知的財産基本法第2条第1項においても、知的財産は「人間の創造的活動により生み出されるもの」と規定されている[20]。裁判所は、現行法制下における「創作」とは人間の精神的・知的活動を前提とするものであり、自然人以外の主体（機械やシステム）による出力は想定されていないと判断した[21]。

第二に、特許法第29条第1項柱書は「発明をした者は、その発明について特許を受けることができる」と定めているが、AIは民法上の権利能力（自然人または法人にのみ認められる権利義務の帰属主体たる地位）を有していない[20]。仮にAIを事実上の発明者と擬制したとしても、特許を受ける権利という財産権をAIが原始的に取得し、それをターラー博士のようなシステム所有者に移転（承継取得）するという法的なプロセスは成立し得ない[20]。原告は、民法第189条（果実の帰属）などを類推適用し、AIシステムという「物」の所有者が当然にAIの生み出した成果物（発明）を取得できると主張したが、裁判所は、無体財産権である特許権に対して有体物の所有権の論理をそのまま持ち込むことは論理的飛躍であるとして退けた[20]。

## 2.3 第二審・知的財産高等裁判所の判断：特許権の「人工的権利」性と立法論の提示

原告の控訴を受け、2025年1月30日、知的財産高等裁判所は控訴を棄却し、一審判決を全面的に支持した（令和6年行コ第10006号）[15]。知財高裁の論旨において特筆すべきは、特許権という権利の法的性質に根本から踏み込んだ点である。

裁判所は、他人の物を奪ってはならないといった普遍的かつ倫理的ルールに基づく「天与の自然権（有体物の所有権など）」とは異なり、特許権は「特許法という法律があって初めて発生する人工的な

権利」であると喝破した[15]。すなわち、法律が明示的に保護の対象として予定していない対象（AIシステムやその出力物）に対して、司法解釈の枠を広げて強引に権利創設のメカニズムを拡張することは、司法権の限界を超え、権力分立の観点からも許容されないとしたのである[15]。

さらに知財高裁は、特許法が単なる権利要件を定める実体法であると同時に、権利付与のプロセスを定める手続法としての二面性を持つことを指摘した[23]。願書における「発明者」の記載事項が自然人の「氏名」であることを前提とした体系（法人の「名称」との使い分け等）に照らし、現行特許法は自然人が発明者となる場合の手続きしか用意していないと結論付けた[23]。

その上で知財高裁は、AI技術の爆発的な進化により、近い将来、AIの自律的な出力結果が人間の創作活動と区別できないレベルに達すること（あるいは既に達していること）を事実として認識した[15]。しかし、だからこそ「AI発明に特許権を付与するか否かについては、AI発明が社会に及ぼす多様な影響を考慮し、広汎かつ慎重な議論を踏まえた立法化のための議論が必要である」と明言し、この問題の解決を司法解釈ではなく立法府（国会および政策決定機関）に委ねる姿勢を明確に示した[15]。

## 2.4 最高裁判所決定：現行法解釈の終結と新たなフェーズへの移行

2026年3月5日の最高裁判所による決定（上告不受理）は、これらの下級審の判断枠組みと論理を最終的に是認するものであった[1]。最高裁が本件においてあえて新たな法理を展開せず、門前払いに近い形で上告を受理しなかったことは、特許法上の「発明者＝自然人」という文理解釈が、もはや司法の場において争う余地の全くない確定した法的ルールであることを示している[1]。

これにより、日本国内においては「人間の介在を否定し、AIを単独の発明者として特許を出願する」というアプローチは完全に閉ざされた[1]。出願人側の敗訴確定は、一つの法廷闘争の終焉を意味するが、それは同時に、知財実務界や産業界に対し、「人間がいかに関与すれば特許として保護されるのか」という新たな実務的問いを投げかける結果となった。

# 日本におけるAI発明（DABUS）訴訟の時系列と司法判断の核心

2020年
### 特許庁 (JPO)
**出願却下**

発明者欄に自然人の氏名記載がないため要件不備。

2024年5月16日
### 東京地裁 (第1審)
**請求棄却**

発明は人間の創造的活動。AIは権利能力を欠き、特許を受ける権利を原始取得できない。

2025年1月30日
### 知財高裁 (控訴審)
**控訴棄却**

特許権は法が創設した人工的権利。法の想定外の主体への拡張は不可。解決は立法論に委ねるべき。

2026年3月5日
### 最高裁判所
**上告不受理 (敗訴確定)**

発明者は人間に限られるとの1・2審判決を確定。

## 審級別 法的論点マトリクス

| 第1審 (東京地裁) | 控訴審 (知財高裁) | 最高裁 |
|---|---|---|
| **権利能力の否定** | **人工的権利の限界** | **法解釈の最終確定** |
| 発明は人間の創造的活動であり、AIは権利主体になれないため特許を受ける権利の「原始取得」が不可能。 | 特許権は天与の自然権ではなく、法が創設した人工的権利。法の想定外の拡張は司法解釈の限界を超え、立法論に委ねるべき。 | 「発明者は人間に限る」という下級審の解釈を全面的に支持し、現行法下でのAI発明の特許化を最終的に否定。 |

特許庁の出願却下から2026年3月の最高裁決定に至るまでの経緯。各審級ともに「発明者は自然人に限る」との結論で一致しているが、知財高裁は特許権の「人工的権利」性を指摘し、司法解釈の限界と立法による解決の必要性を強く示唆している。

Data sources: 読売新聞, IP弁護士, 長島・大野・常松法律事務所, ユアサハラ法律特許事務所, note, ライブドアニュース

# 3. DABUS訴訟の国際的比較法制とグローバル・コンセンサスの形成

日本の司法判断は決して孤立したものではない。Artificial Inventor Projectが世界各国の知財行政および司法機関で展開した一連の訴訟は、結果として「特許制度における発明者の人間性要件（Human Inventorship Requirement）」という、驚くほど強固なグローバル・コンセンサスを浮き彫りにした。2025年から2026年にかけての国際的な動向を比較法的に概観する[7]。

## 3.1 米国：特許法と著作権法に貫かれる「人間の介在」要件

イノベーションの世界的な中心地である米国においても、結論は日本と同様であった。米国特許商標庁（USPTO）はDABUSを単独の発明者とする2件の特許出願を拒絶し、ターラー博士はこれを不服として提訴した[29]。バージニア州東部地区連邦地方裁判所はUSPTOの決定を支持し、その後、2022年8月に連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）が「米国特許法は発明者が自然人（Human being）であることを要求している」と判示し（Thaler v. Vidal事件）、米国連邦最高裁も2023年4月に上告を棄却してこの判断を確定させた[13]。

米国における判断の厳格な根拠は、米国特許法（35 U.S.C.）第100条(f)における「個人（individual）」という文言にある[7]。米国特許法制において、発明の試金石（touchstone of inventorship）とされるのは「着想（Conception）」である[29]。判例上、着想とは「発明者の心の中に、完全かつ動作可能な発明の明確で永続的なアイデアを形成すること」と定義されており、意識や心を持たない機械システムには法的な意味での着想能力が欠如していると整理されたのである[32]。

さらに、ターラー博士は特許だけでなく著作権分野においても訴訟を起こしていた。DABUSが生成したとされる視覚芸術作品「A Recent Entrance to Paradise」について、AIを著作者とする著作権登録を求めたが、米国著作権局は「人間の著作者（human authorship）」が不可欠であるとして拒絶した[29]。この判断も連邦地裁および控訴裁で支持され、特許事件の最高裁敗訴から約3年後の2026年3月2日、米国連邦最高裁はこの著作権訴訟の審理も拒否した[29]。これにより、米国においては「知的財産権の保護には人間の介在が不可欠である」という原則が、特許と著作権の両面で完全に確立することとなった[29]。

## 3.2 英国および欧州（EPO）：無体財産と法的権利能力

欧州特許庁（EPO）および英国は、AI発明の否定において最も早くから精緻で強固な法理を構築した地域である。EPOの拡大審判部（Enlarged Board of Appeal）は2022年、欧州特許条約（EPC）第81条および第62条が想定する発明者は「法的権利能力を有する自然人（a person having legal capacity）」でなければならないとして、DABUSの出願を最終的に拒絶した[7]。機械は特許を受ける権利を人間に譲渡する能力すら持ち得ないという論理である[30]。

英国においては、英国知的財産庁（UKIPO）の拒絶に対し、高等法院、控訴院（Court of Appeal）を経て、2023年12月に英国最高裁判所（UKSC）が全会一致でターラー博士の上告を棄却した[8]。控訴院の段階では、Birss裁判官が「特許法第13条は発明者の要件を満たしたと出願人が信じる者を記

載すれば足りる」として一部認容の反対意見を述べたものの、Arnold裁判官とLaing裁判官の多数意見により現行法の枠組みが維持された経緯がある[8]。

英国最高裁で特に焦点となったのが、所有権に関する「添付の法理（Doctrine of Accession / fruit-of-the-tree）」の適用可否である[8]。ターラー博士は、「AIという機械（有体物）の正当な所有者は、果樹の所有者がその果実を所有するように、その機械が生み出した新たな成果物（発明）も当然に所有する」と主張した[8]。しかし英国最高裁は、この法理は既存の有体財産から新たな有体財産が生じた場合には適用し得るものの、特許権や著作権の源泉となる情報やアイデアといった「無体財産（Intangible property）」に対して類推適用することは、無体財産の非競合的（non-rivalrous）な性質からして法的に誤りであると断じた[8]。この英国最高裁の理論は、日本の知財高裁における「特許権の人工的権利性」の議論とも深く共鳴するものである。

## 3.3 オーストラリアと南アフリカ：一時的な特異点とその後の収束

こうした厳格なグローバル・トレンドの中で、一時期、法解釈の揺らぎを見せ、特異な動きを示したのがオーストラリアと南アフリカである。

南アフリカの企業・知的財産委員会（CIPC）は2021年7月、世界で初めてDABUSを公式に発明者として記載した特許（ターラー博士を特許権者とする）を付与した[14]。この決定は一時、世界中の知財関係者に衝撃を与えたが、南アフリカの特許制度の特殊性に起因するものであることが直ちに明らかとなった。同国は特許出願に対する新規性や進歩性の実体審査を行わず、出願書類の方式要件のみを確認して登録する「デポジトリー制度（Depository System）」を採用しており、さらに特許法において「発明者」の明確な定義が欠落していたためである[8]。現地の専門家や法曹界の共通認識として、南アフリカ特許法（1978年法）第61条に基づき、競合他社などから「出願人が特許を受ける権利を有していない」ことを理由とする無効審判（特許取消請求）が提起されれば、この特許は容易に取り消される可能性が極めて高いと評価されている[9]。

一方、オーストラリアでは実体的な法解釈を巡る激しい攻防が展開された。2021年7月、連邦裁判所の一審判事（Beach裁判官）は、「特許法の究極の目的は技術革新による経済的福利の促進であり、発明者を人間に限定する合理的根拠はなく、AIも発明者たり得る」という画期的な判決を下し、ターラー博士側の主張を認めた[7]。オーストラリア特許法には「発明者」の明示的な定義がなかったため、目的論的解釈を採用したのである[9]。しかし、オーストラリア特許庁（IP Australia）はこの判決を不服として控訴し、2022年4月、連邦裁判所大法廷（Full Court of the Federal Court）は5名の裁判官の全会一致により一審判決を破棄した[35]。大法廷は、オーストラリア特許法の歴史、構造、および法定言語に照らし、「特許付与の正当性の起源は、人間の努力と営み（human endeavour）にある」と結論付けた[35]。その後、同年11月にオーストラリア高等裁判所（High Court）が特別上訴の許可を却下したことで、オーストラリアにおけるDABUS訴訟も終結し、最終的に他国の趨勢と同調する結果となった[7]。

| 対象国・地域 | 出願・訴訟の最終ス | 最終判断機関 | 拒絶・取消の主要な法 |
|---|---|---|---|

| | テータス | | 的根拠 |
|---|---|---|---|
| 日本 | 拒絶確定（敗訴） | 最高裁判所（2026年3月） | 発明は人間の創造的活動を前提とし、特許法上の発明者は自然人に限られるため。 |
| 米国 | 拒絶確定（敗訴） | 連邦最高裁判所（2023年4月） | 米国特許法における「個人(individual)」の文言解釈、および「着想(Conception)」には人間の精神活動が不可欠であるため。 |
| 英国 | 拒絶確定（敗訴） | 英国最高裁判所（2023年12月） | 1977年特許法の文理上「人」であることが必須であり、有体物に関する「添付の法理」は無体財産には類推適用できないため。 |
| 欧州**(EPO)** | 拒絶確定（敗訴） | 拡大審判部（2022年） | 欧州特許条約（EPC）における発明者は、法的権利能力を有する自然人でなければならないため。 |
| オーストラリア | 拒絶確定（敗訴） | 高等裁判所（2022年11月） | 特許法制の歴史的・構造的解釈に基づき、特許の起源は「人間の営み」に限定されるため。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 南アフリカ | 特許付与（※実体審査なし） | CIPC（特許庁相当、2021年7月） | デポジトリー制度による方式要件のみでの登録。無効審判が請求されれば取り消される公算が大きい。 |
| カナダ | 拒絶処分（審判係属中） | 特許庁審判部（PAB、2025年6月） | 特許法第27条の解釈上、発明者は自然人である必要があるため。現在連邦裁判所に控訴中。 |

この一連の国際的訴訟が示したのは、各国の現行特許法制がいかに「人間の知的活動の保護」というパラダイムに深く根ざしているかという厳然たる事実である。ターラー博士の試みは、法廷においてAIに法的地位を与えることには失敗したものの、結果として「AIを用いた発明を既存の法体系でいかに扱うべきか」という議論を世界中の立法府と行政機関に強いるという、巨大な触媒としての役割を果たしたと言える[12]。

## 主要国・地域におけるAI発明（DABUS）出願の審査および司法ステータス（2026年3月現在）

| 国 / 地域 | 最終審査・司法ステータス | 判断の核心的理由 |
|---|---|---|
| 日本 | ✕ 拒絶確定 (最高裁) | 発明者は自然人に限る |
| 米国 | ✕ 拒絶確定 (連邦最高裁) | 特許法上の個人(individual)要件 |
| 英国 | ✕ 拒絶確定 (最高裁) | 無体財産への添付の法理の適用不可 |
| 欧州 (EPO) | ✕ 拒絶確定 (拡大審判部) | 発明者の法的権利能力要件 |
| オーストラリア | ✕ 拒絶確定 (高等裁判所) | 特許の起源は人間の営み |
| 南アフリカ | ⚠ 特許付与 (実体審査なし) | デポジトリー制度による方式的受領（取消リスク有） |

日本を含む主要な特許法域において、AI自身を発明者とする試みは最終審レベルで完全に否定された。南アフリカは特許を付与したものの、これは無審査制度（デポジトリー方式）によるものであり、実体的な法的保護が確立されたとは言い難い。

Data sources: Lawgratis, Slaughter and May, Brodies LLP, Livedoor News, JDSupra, Dale & Lessmann LLP, IP Stars, Cardozo Law Review

# 4. AI支援発明（AI-assisted Inventions）へのパラダイムシフトと各国の審査基準改訂

「AI自身が単独で発明者になることはできない」という世界各国の最高裁レベルでの結論は、一つの法学的終着点であると同時に、実務における新たな出発点でもある。現在の知的財産実務において産業界が直面している真の課題は、ターラー博士が主張したような極端な「AI自律発明（AI-generated Inventions）」ではなく、人間の研究開発プロセスをAIが高度にアシストする「AI支援発明（AI-assisted Inventions）」の取り扱いである。

人間とAIが協働して生み出した成果物に対し、いかなる条件下であれば人間の「発明」として特許権が付与されるのか。この実務的な境界線を引くため、2025年末から2026年初頭にかけて、世界を

リードする日米欧の特許庁（三極特許庁）は、審査基準の明確化に向けて相次いで大きく舵を切った[39]。

## 4.1 米国特許商標庁（USPTO）の最新ガイダンス変遷と「実質的寄与」

米国特許商標庁（USPTO）の対応は、特許実務に最も直接的な影響を与えている。USPTOは当初、2024年2月に「AI支援発明に関する発明者地位ガイダンス」を公表し、AIを利用した発明における人間の寄与を評価しようと試みた[40]。この旧ガイダンスでは、人間とAIとの協働を一種の「共同発明」の枠組みに当てはめ、複数の人間による共同発明の寄与度を測るための伝統的な判例基準である「Pannu要件（Pannu factors）」を用いて、自然人が「重要な貢献」を果たしたか否かを判断しようとしていた[32]。

しかし、このアプローチは法理的矛盾を孕んでいた。AIは人間ではないため共同発明者になり得ないにもかかわらず、共同発明のテストを適用することの論理的破綻が指摘されたのである。これを受け、USPTOは2025年11月26日、旧ガイダンスを全面的に撤回し、新たな「改訂版 AI支援発明に関する発明者地位ガイダンス（Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions）」を公表し、2026年にも継続的なアップデートを行っている[31]。

改訂版ガイダンスの核心は、「AIは発明者になれず、いかに高度な生成AIであっても、それはフラスコや電子顕微鏡、あるいは高度なシミュレーションソフトと同じ『高度なツール（Sophisticated tool）』に過ぎない」という原則の徹底である[29]。USPTOは、Pannu要件の単独発明者への適用を不適切として明確に退け、AIプロセスの関与の有無にかかわらず、すべての発明に「同一の法的基準」を適用すると宣言した[31]。

その上で、特許が付与されるための要件として、少なくとも1人の自然人が発明の「着想（Conception）」に対して「実質的な寄与（Significant contribution）」を行っていることが必須であると定めた[48]。具体的には、単に「AIに一般的な問題を提示し、出てきた解決策をそのまま出願しただけ」の人間は発明者とは認められない[49]。しかし、人間が特定の技術的課題を解決するために「精緻なプロンプトエンジニアリング（Prompt Engineering）」を構築してAIを操作・誘導した場合や、AIの出力結果に対して人間が実験的な検証を加え、実用可能な技術へと設計変更・修正を施した場合などは、人間に実質的な寄与があったと評価され、特許権の付与が可能となる[49]。このガイダンスにより、米国におけるAI特許実務は「いかにAIを用いたか」ではなく、「人間がいかにAIの出力を自己の着想に組み込んだか」を証明するステージへと移行した。また、2025年12月には、AI技術が特定の技術的利点をもたらし「実用的な適用（practical application）」に統合されている場合の特許主題適格性（101条）を認める運用も強化され、審査便覧（MPEP）への反映が進められている[39]。

## 4.2 日本特許庁（JPO）の対応と「JPO AIビジョン」

日本特許庁（JPO）もまた、急速に増加するAI関連発明（2023年には出願件数が1万件を突破し、前年比25%増を記録[50]）に対応すべく、審査基準の整備と明確化を急ピッチで進めている。

JPOは2024年3月、「特許・実用新案審査ハンドブック」にAI関連技術に関する新たな特許審査事例を10件追加公表し、進歩性、記載要件、および発明該当性の判断基準の具体化を図った[52]。さらに、

2025年の産業構造審議会知的財産分科会・特許制度小委員会において、AI利用発明における「発明者」の定義、およびAI生成物が先行技術（引用発明）としての適格性を有するかどうかという論点について集中的な議論が行われ、その基本的考え方が整理されつつある[20]。特許庁における議論の方向性も、米国と同様に「人間の関与（介在）」の程度をいかに評価するかに主眼が置かれている。

こうした実務的対応を包括する理念として、2026年1月5日、河西康之特許庁長官は年頭所感において独自の「JPO AIビジョン」の策定を宣言した[39]。このビジョンは、以下の3つの原則を柱としている[39]。

1. 人間中心（**Human-centric**）: AIは人間の創造性を代替するものではなく、拡張するツールであるという位置づけ。
2. セキュリティの確保: 出願データや未公開情報の保護。
3. アカウンタビリティ（説明責任）の確保: AIの出力に対するブラックボックス化を防ぎ、判断の根拠を明確にする体制。

このビジョンは、単に出願された発明の審査基準に留まらず、特許庁自身が審査業務や行政手続きにAIを導入する際の指針となるものである。実際、欧州特許庁（EPO）が2026年から口頭手続の議事録作成にAIシステムを本格導入するなど、行政庁のデジタル・トランスフォーメーションが進む中で[39]、日米欧の三極特許庁は2023年末の長官会合での合意に基づき、共通のAIビジョンに基づく国際的な運用の足並みを揃える方針を固めている[39]。

| 審査機関 | **AI**支援発明に対する最新の判断基準・運用方針 | 施行・改訂時期 |
|---|---|---|
| 米国特許商標庁 **(USPTO)** | 発明プロセスの関与にかかわらず「同一の法的基準」を適用。自然人による発明の「着想(Conception)」への「実質的寄与(Significant contribution)」を必須とする。Pannu要件の単独発明者への適用を撤回。 | 2025年11月・2026年改訂 |
| 日本特許庁 **(JPO)** | 審査ハンドブックに事例を追加し、進歩性や記載要件を明確化。「JPO AIビジョン」に基づく「人間中心」の原則を採用し、人間の介在の程度によって特許適格性を判断する方向で小 | 2024年事例追加・2026年ビジョン策定 |

| | | |
|---|---|---|
| | 委員会にて調整中。 | |
| 欧州特許庁 **(EPO)** | 技術的課題の解決に寄与するAIの適用（Technical character）を要求。特許庁業務（口頭手続の議事録作成等）へのAI導入を2026年から本格化し、審査の効率化と透明性を両立。 | 2026年よりAI行政システム本格稼働 |

# 5. 次世代知的財産制度（IPX）の構築と政策的展望

最高裁判決による法解釈の確定と、特許庁による実務ガイダンスの整備は、AI時代における知的財産制度の「守り」と「適応」の側面である。一方で、日本政府全体としては、生成AIの爆発的普及を契機として、イノベーションを積極的に加速させるためのマクロな政策基盤の構築、すなわち「IPトランスフォーメーション（IPX）」の推進へと大きく踏み出している[57]。

## 5.1「知的財産推進計画2025・2026」とAI法の施行

内閣府の知的財産戦略本部は、「知的財産推進計画2025」において、AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について早期に結論を得ることを関係省庁に求めた[20]。特筆すべきは、AIを用いた研究開発プロセスが複雑化・細分化する中で、誰を「発明者」として認定すべきかという制度設計の根本的な議論である[20]。具体的には、以下のステークホルダー間の寄与度をどう評価するかが論点となっている[20]。

- **AI**開発者・提供者: 基礎モデルの構築、学習データの選定、ファインチューニングを行った者。
- **AI**利用者: 目的達成のためにプロンプトを入力し、出力を誘導した者。
- 検証者: AIの出力結果の有用性を確認し、実用化に向けて設計を変更した者。これらの主体間で権利が複雑に共有されることで、特許発明の迅速な社会実装が阻害されないような制度的配慮が求められている[20]。

さらに、2025年に国会で可決・成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法・AI推進法）」は、日本のAI政策の背骨となる法律である[20]。同法に基づき、政府直轄の「AI戦略本部」が設置され、2026年には「人工知能基本計画」が策定された[20]。この基本計画の眼目は、「AI技術の進歩促進」と「知的財産権の適切な保護」の両立という、一見相反する命題の統合である[54]。世界市場において日本企業のAI業務利用率（2024年時点で55.2%）が米国（90.6%）や中国（95.8%）に比べて大きく後れを取り、民間投資額にも絶望的な開きがある中、政府は「AIを使わないことこそが日本経済にとって最大のリスクである」との危機感を露わにしている[54]。そのため、AI開発者と、コンテンツやデータを提供するクリエイター・権利者の双方に利益が還元される強固なエコシス

テムの構築が急務とされているのである[54]。

## 5.2 ハイブリッド・アプローチ：「プリンシプル・コード」の策定

知的財産保護とイノベーション促進のジレンマを解消するための具体策として、知的財産戦略推進事務局は2026年初頭に「AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）」を取りまとめ、パブリックコメントを経て実行段階に移した[63]。

このプリンシプル・コードの最大の特長は、特許法や著作権法といった「法律」の解釈のみに依存するのではなく、「法」「技術」「契約」の3つのアプローチを組み合わせたハイブリッドな解決策を志向している点にある[54]。欧州の「EU AI Act」が先行して導入した透明性確保の枠組みも意識しつつ、日本独自の柔軟なルール形成を目指している[54]。

- 法（**Legal Framework**）：特許庁の審査基準改訂に見られるような、人間とAIの寄与の明確化。著作権法第30条の4（情報解析のための権利制限規定）の柔軟な運用と、権利侵害要件の精緻化。
- 技術（**Technology**）：AI事業者に対する学習用データセットの透明性確保の要請。海賊版コンテンツや侵害データのスクリーニング技術の開発支援。生成物に対する電子透かし（Watermarking）等の識別技術の社会実装[54]。
- 契約（**Contracts**）：データ提供者（特許権者やクリエイター）に対する正当な対価還元（Value return）を実現するためのライセンススキームの整備や、データ取引市場のインフラ構築[54]。

これにより、AI事業者が主体的にデータの出所を開示し、利用者が権利侵害のリスクに怯えることなくAIを業務に組み込み、権利者が自己のデータ利用を把握して対価を得られるという、三方良しのエコシステムの実現が企図されている[54]。

## 次世代知的財産制度（IPX）構築に向けた「法・技術・契約」の統合エコシステム

知的財産推進計画2025・2026およびプリンシプル・コードに基づく政策アプローチ。特許法による「法」的保護の明確化に加え、「技術」によるデータ透明性の確保、および「契約」による権利者への対価還元メカニズムが三位一体となってAIイノベーションを支える。

# 6. 企業実務と知財戦略への示唆：パラダイムシフトへの対応

司法と行政の双方が、「AI発明の主体は人間であるべき」とし、「AI支援発明における人間の実質的寄与」を特許付与の絶対条件として重視する方向で完全に一致した現在、企業の法務・知財部門および研究開発（R&D）部門は、特許出願からノウハウ管理に至るまでのプロセスを根本的に再構築する必要に迫られている。

## 6.1 発明創出プロセスの証跡管理とコンプライアンス

DABUS訴訟の最高裁判決により、AIを単独の発明者として特許庁に出願する試みは、方式違反として確実に却下されるリスクが確定した。したがって、企業がAIを利用して得られた技術的成果を特許として権利化しようとする場合、必ず社内の自然人（研究者やエンジニア）を発明者として指定し、願書に記載しなければならない[9]。

しかしここで重大な落とし穴となるのが、人間の関与が極めて希薄なままAIが出力した結果を、形式的に人間を発明者と偽って出願する行為である。このような行為は、米国等において「特許庁に対する詐欺的行為（fraud on the patent office）」や不実記載とみなされ、特許権の行使不能や巨額の

損害賠償といった致命的なコンプライアンス違反を引き起こすリスクがある[31]。企業に強く求められるのは、USPTOの新ガイダンスやJPOの審査基準が求める「実質的な寄与（Significant Contribution）」を客観的かつ事後的に証明できる社内体制の整備である。

具体的には、研究開発の現場において、単に「AIにどのような指示を出したか」にとどまらず、研究者がどのような技術的課題を認識し、その解決のためにいかに「精緻なプロンプトエンジニアリング」を設計したか、あるいは、AIから出力された数多の候補群の中から、いかなる専門的・技術的知見に基づいて特定の解を選択し、検証実験を通じて実用可能なパラメータへと修正したかという「人間の思考と検証の軌跡」を詳細に記録することが不可欠となる[49]。旧来の紙の実験ノートだけでなく、プロンプトの入力履歴、AIモデルのバージョン、出力ログ、およびそれに対する人間の注釈を統合的に管理するデジタルトレースシステムが、将来特許の有効性が争われた際の強力な防具となる。

### 6.2 特許と営業秘密の戦略的ポートフォリオ・ミックス

さらに、AIが生み出した成果物をいかに保護するかという知財戦略の課題は、必ずしも特許法のみで完結するものではない。AIを巡る技術の特性上、アルゴリズムの詳細やファインチューニングに用いられた独自の学習データセット、あるいはAIを効率的に動作させるための特定のパラメータ設定といったノウハウは、特許出願によって公開要件（実施可能要件）を満たすために外部へ開示するよりも、不正競争防止法に基づく「営業秘密（Trade Secret）」として社内に厳重に秘匿する方が、長期的な競争優位性を保てる場合が多い[69]。

AIの自律的出力部分がブラックボックス化しており、前述したような「人間の実質的寄与」の証明が法的に困難であると見込まれる技術領域においては、無理に特許化のハードルに挑むのではなく、アクセス制御を徹底した上でノウハウとして囲い込むアプローチへの転換が求められる[70]。一方で、AIの出力物を組み込んだ具体的な製品の物理的構造や、ユーザーインターフェースを含めた最終的なシステム全体のアーキテクチャ設計については、人間の構想力が明確に介在しており、かつリバースエンジニアリングによる模倣リスクが高いため、特許による独占排他権を積極的に取得すべきである。このように、自社のコア技術の特性を見極め、「公開による特許保護」と「秘匿による営業秘密保護」を峻別して組み合わせる「戦略的ポートフォリオ・ミックス」の構築こそが、AI時代における企業の知財戦略の最適解となる。

## 7. 結論

2026年3月の日本の最高裁判所によるDABUS訴訟の上告不受理決定は、19世紀から続く近代特許法が「人間の創造的活動の保護」という伝統的なパラダイムに深く根ざしていることを、司法の立場から最終確認した歴史的な節目である。特許権は決して天与の自然権ではなく、国家の産業政策によって設計される「人工的権利」である以上、現行法の文理を逸脱してAIに法的権利能力や発明者適格性を認めることは不可能であった。この日本における司法の結論は、米国連邦最高裁、英国最高裁、そして欧州特許庁（EPO）の最終判断と完全に軌を一にしており、特許法理における強固なグローバル・コンセンサスの形成を証明した。

しかし、ターラー博士らの敗訴確定は、AIとイノベーションを巡る思考の停止を意味するものでは決してない。むしろ、司法機関が「現行法解釈の限界」を明確に示したことで、AI発明をいかに社会実装

するかという重いバトンは、知財行政機関と政策決定を担う立法府へと確実に渡されたのである。

米国特許商標庁（USPTO）や日本特許庁（JPO）が主導するAI支援発明に関する審査ガイダンスの大幅な改訂は、AIを「自律的な権利主体」というフィクションから解放し、「人間の創造性を極限まで拡張する究極のツール」として再定義した。特許制度の焦点は「人間による着想」と「実質的寄与」の有無へと移り、テクノロジーの実態に即した実務運用の基準が新たに設けられつつある。

同時に、日本政府が国家戦略として推進する「知的財産推進計画2025・2026」や「AI法」の整備、さらには「透明性に関するプリンシプル・コード」の策定は、特許法という単一の法体系に依存する限界を乗り越えようとする試みである。技術的透明性の確保や、契約に基づく柔軟な対価還元メカニズムを組み合わせた「法・技術・契約のハイブリッド」による新たな知的財産のエコシステム（IPX）の創出は、AIの進化を阻害せず、かつ権利者の利益を守るための野心的な青写真と言える。

最前線に立つ企業や研究者、実務家にとって、AI時代の苛烈なイノベーション競争を勝ち抜く鍵は、この再定義された新たなゲームのルールをいち早く正確に理解することにある。AIのアウトプットを盲目的に受け入れるのではなく、人間の意図と検証プロセスをいかに技術的価値（特許）として結晶化させるか。そして、公開すべき特許と秘匿すべき営業秘密をいかに戦略的に切り分けるか。DABUS訴訟という壮大なテストケースが世界に突きつけた根本的な問いに対する真の回答は、法廷での論争を終え、これからの私たちの知的創造の現場において、日々の実践を通じて証明されていくのである。

引用文献


1. 最高裁、AIによる発明の特許を否定 - ライブドアニュース - Livedoor, 3月 6, 2026にアクセス、https://news.livedoor.com/article/detail/30703067/
2. 最高裁、AIによる発明の特許を否定 | チバテレ＋プラス, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.chiba-tv.com/plus/detail/amp/2026031368348
3. 最高裁、AI発明の特許否定 出願者の敗訴確定 - エキサイトニュース, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.excite.co.jp/news/article/Kyodo_14022156882382364 27/
4. 新着エントリー - 学び - 法律 - はてなブックマーク, 3月 6, 2026にアクセス、https://b.hatena.ne.jp/entrylist/knowledge/%E6%B3%95%E5%BE%8B
5. 出願者側の上告を受理しない決定 [3/6] - 国難にあってもの申す！！, 3月 6, 2026にアクセス、http://www.kokunanmonomousu.com/article/520132456.html
6. 「AI」が「発明者」であるかについて判示した裁判例, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.ip-bengoshi.com/archives/7736
7. Comparative Jurisprudence: Dabus Cases In Uk, Epo, And Us., 3月 6, 2026にアクセス、https://www.lawgratis.com/blog-detail/comparative-jurisprudence-dabus-cases-in-uk-epo-and-us
8. UK Supreme Court (finally) issues decision in landmark 'DABUS' AI, 3月 6, 2026にアクセス、https://brodies.com/insights/ip-technology-and-data/uk-supreme-court-finally-issues-decision-in-landmark-dabus-ai-case-confirming-ai-machines-cannot-be-inventors/
9. AI as a Patent Inventor – an Update from South Africa and Australia, 3月 6, 2026に

アクセス、https://mofotech.mofo.com/topics/ai-as-a-patent-inventor
10. Making the Case for AI Inventorship: Thaler v. Vidal, Case No. 21, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.hklaw.com/en/insights/publications/2022/06/making-the-case-for-ai-inventorship
11. Patent - The Artificial Inventor Project, 3月 6, 2026にアクセス、https://artificialinventor.com/patent/
12. Professor Ryan Abbott on the patentability of AI inventions - GJE, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.gje.com/resources/turning-lemons-into-lemonade-professor-ryan-abbott-on-the-patentability-of-ai-inventions/
13. AI Inventor Coming To Canada? Maybe Not | Dale & Lessmann LLP, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.dalelessmann.com/ai-inventor-coming-to-canada-maybe-not/
14. DABUS: South Africa issues first-ever patent with AI inventor, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.managingip.com/article/2a5bqo2drurt0bxl7ab1q/dabus-south-africa-issues-first-ever-patent-with-ai-inventor
15. 知財高裁判決 AIが発明者の特許出願は認められず｜弁理士法人 ..., 3月 6, 2026にアクセス、https://note.com/ohsm_patent/n/nc1642baf4908
16. AI発明についての議論の進展（産業構造審議会知的財産分科会第, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5859/
17. —AI発明者ダバス事件—, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/hyou/202504hyou.pdf
18. 「発明者はAI」認めず、特許の出願巡る判決 ... - 読売新聞オンライン, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.yomiuri.co.jp/national/20260305-GYT1T00374/
19. AIの発明者性について判示した東京地裁判決, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.nagashima.com/publications/publication20240521-1/
20. 知的財産推進計画2025とAI技術の進展を踏まえた発明等の保護 ..., 3月 6, 2026にアクセス、https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5793/
21. Can an AI be a patent inventor? (Japan) - Hogan Lovells, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.hoganlovells.com/en/publications/can-an-ai-be-a-patent-inventor-japan
22. 1 令和6年5月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 令和5年, 3月 6, 2026にアクセス、https://artificialinventor.com/wp-content/uploads/2024/05/092981_hanrei.pdf
23. IP High Court in Japan Rules AI Cannot Be Listed as Inventor, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.nagashima.com/en/publications/publication20250214-1/
24. 特許 令和6年（行コ）第10006号「フードコンテナ並びに注意, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.soei.com/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E3%80%80%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%96%E5%B9%B4%EF%BC%88%E8%A1%8C%E3%82%B3%EF%BC%89%E7%AC%AC%EF%BC%91%EF%BC%90%EF%BC%90%EF%BC%90%EF%BC%96%E5%8F%B7%E3%80%8C%E3%83%95%E3%83%BC%E3%83%89/
25. 2025.01.30「X v. 国」知財高裁令和6年(行コ)10006 —「AIは発明, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.tokkyoteki.com/2025/02/r6-gyo-ko-10006.html

26. 人工知能ダバス（DABUS）に関する令和7年1月30日知財高裁判決, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5599/
27. 1 令和7年1月30日判決言渡 令和6年（行コ）第10006号, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93757.pdf
28. 日本における審理状況 of 弁理士法人 太陽国際特許事務所, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.taiyo-nk.co.jp/dabus/dabus06.html
29. The Final Word? Supreme Court Refuses to Hear Case on AI, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.jdsupra.com/legalnews/the-final-word-supreme-court-refuses-to-6721288/
30. Artificial Intelligence—Can the Invented Become the Inventor?, 3月 6, 2026にアクセス、https://cardozolawreview.com/thaler-v-vidal-artificial-intelligence-can-the-invented-become-the-inventor/
31. Revised inventorship guidance for AI-assisted inventions | USPTO, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/revised-inventorship-guidance-ai-assisted-inventions
32. Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions
33. February 14, 2022 Ryan Abbott, Esq. Brown, Neri, Smith ... - Copyright, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.copyright.gov/rulings-filings/review-board/docs/a-recent-entrance-to-paradise.pdf
34. AI著作権を米最高裁が棄却——なぜ「全否定」ではないのか, 3月 6, 2026にアクセス、https://reaitimenews.com/entry/us-supreme-court-ai-copyright-thaler-2026
35. The latest news on the DABUS patent case - IP STARS, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.ipstars.com/NewsAndAnalysis/the-latest-news-on-the-dabus-patent-case/Index/7366
36. UPDATED: AI invention denied patent in DABUS case - Gowling WLG, 3月 6, 2026にアクセス、https://gowlingwlg.com/fr/insights-resources/articles/2021/updated-ai-invention-denied-patent-in-dabus-case
37. The Edge of Glory?: Will DABUS 'success' in South Africa ... - The Lens, 3月 6, 2026にアクセス、https://thelens.slaughterandmay.com/post/102h4m6/the-edge-of-glory-will-dabus-success-in-south-africa-and-australia-be-repeate
38. AI inventorship, the DABUS case and who will control the future, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.mills-reeve.com/publications/ai-inventorship-the-dabus-case-and-who-will-contro/
39. 知財ニュース 2025.12/2026.01【知財タイムズ】, 3月 6, 2026にアクセス、https://tokkyo-lab.com/newslist/post-41023
40. 米国特許庁が新ガイドラインを発表：AI は革新を支援可能だが - note, 3月 6, 2026にア

クセス、https://note.com/ipnote/n/n53c0257f3dec
41. 【速報】【米国】【特許】USPTOが改正発明者認定ガイダンスを公表, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2025/17752.html
42. AI支援発明に関する発明者認定ガイダンス（Inventorship Guidance, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.soei.com/%E7%89%B9%E8%A8%B1%EF%BC%8F%E7%B1%B3%E5%9B%BD%E3%80%8Crevised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions-ai%E6%94%AF%E6%8F%B4%E7%99%BA%E6%98%8E%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%94%B9/
43. 米国特許商標庁による「AI の支援を受けた発明の発明者適格, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.sakae-pat.jp/ja-patent/%E7%B1%B3%E5%9B%BD%E7%89%B9%E8%A8%B1%E5%95%86%E6%A8%99%E5%BA%81%E3%81%AB%E3%82%88%E3%82%8B%E3%80%8Cai-%E3%81%AE%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%92%E5%8F%97%E3%81%91%E3%81%9F%E7%99%BA%E6%98%8E%E3%81%AE/
44. AIは発明者になれるのか？ —DABUS判決に見る法的課題, 3月 6, 2026にアクセス、https://patent-revenue.iprich.jp/%E5%B0%82%E9%96%80%E5%AE%B6%E5%90%91%E3%81%91/4290/
45. 2025年11月改訂 USPTO「AI支援発明」ガイダンス詳細レポート, 3月 6, 2026にアクセス、https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/cdda2846b17368241e52.pdf
46. 【米国】USPTO、AI支援発明に関する発明者ガイダンスを改訂, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/18223/
47. 改訂版 AI 支援発明に関する発明者地位ガイダンスの解説 2026 年 2, 3月 6, 2026にアクセス、https://knpt.com/contents/cafc/2026.02.10-2.pdf
48. The Human Element: USPTO Clarifies Inventorship for AI-Assisted, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.hklaw.com/en/insights/publications/2026/02/the-human-element-uspto-clarifies-inventorship
49. USPTO | Inventorship Guidance | AI-Assisted Inventions - PatentNext, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.patentnext.com/2024/03/the-u-s-patent-office-provides-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions/
50. AI 関連発明に関する特許制度上の論点整理, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.aplawjapan.com/application/files/7017/6671/6946/Newsletter_IPR_001.pdf
51. AI関連発明の出願状況調査 | 経済産業省 特許庁, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html
52. 特許庁がAI関連技術に係る特許審査事例を10例追加公表 - SOFTIC, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.softic.or.jp/index.php/publication/WLN/20240315-1130
53. AI関連技術に関する新たな特許審査事例のご紹介, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.harakenzo.com/ai_jirei/
54. 「知的財産推進計画２０２６」の 検討に向けた論点について, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2026/dai1/shiryo2.pdf
55. 特許制度に関する検討課題について, 3月 6, 2026にアクセス、

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/53-shiryou/01.pdf
56. AIを活用した発明と特許制度見直しに関する調査レ ポート, 3月 6, 2026にアクセス、https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/2333b264af762e33e0dd.pdf
57. 【著作権】クリエイターの未来をつくる「知的財産推進計画2025」, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.nazumi-office.com/post/%E3%80%90%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E3%80%91%E3%82%AF%E3%83%AA%E3%82%A8%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%81%AE%E6%9C%AA%E6%9D%A5%E3%82%92%E3%81%A4%E3%81%8F%E3%82%8B%E3%80%8C%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%8E%A8%E9%80%B2%E8%A8%88%E7%94%BB2025%E3%80%8D%E2%80%95%E2%80%95ai%E6%99%82%E4%BB%A3%E3%81%AE%E5%89%B5%E4%BD%9C%E3%82%92%E3%81%A9%E3%81%86%E5%AE%88%E3%82%8A%E3%80%81%E6%B4%BB%E3%81%8B%E3%81%99%E3%81%8B%EF%BC%9F
58. 「知的財産推進計画2025」等の政府方針等（著作権関係抜粋）, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/seisaku/r07_01/pdf/94257301_02.pdf
59. 知的財産推進計画２０２５, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf
60. 知的財産推進計画2025に向けた取組等について, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/026_04_00.pdf
61. 知的財産推進計画２０２５, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai8/shiryo2-2.pdf
62. 知的財産推進計画2025を決定しました - 内閣府, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20250826.html
63. 機械学習パラダイス・日本におけるAIソフトロー『AIの適切な利活用, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.kottolaw.com/column/260126.html
64. 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260126_16107.html
65. AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai10/shiryo2.pdf
66. お問い合わせ - トピックス | 一般社団法人 日本民間放送連盟, 3月 6, 2026にアクセス、https://j-ba.or.jp/category/topics/jba106780
67. 生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関する, 3月 6, 2026にアクセス、https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2026/01/principle-code.pdf
68. 令和8年（2026年）における生成AIの特許中間処理への応用, 3月 6, 2026にアクセス、https://patent-revenue.iprich.jp/%E4%B8%80%E8%88%AC%E5%90%91%E3%81%91/4299/
69. AI の知財戦略と 知財保護における課題, 3月 6, 2026にアクセス、https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3302
70. 知的財産保護強化の取組に関する、2025年前半の中国国家知識産権, 3月 6, 2026にアクセス、https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/14156/